



税理士 山本 善通 氏

組合税務相談室

ちょっと

教えて

Q&A

Question

圧縮記帳

当組合は共同購買事業を中心に事業活動を展開していますが、前期までに事業再構築補助金の採択決定を受け、機械の設置を完了しました。

当期において補助金の交付を受けましたが、圧縮記帳の可否について教えてください。

Answer

【概要】

(1) 圧縮記帳とは、取得した資産について帳簿価額を圧縮し、その価額を損金算入することで「課税の繰り延べ」を行い、補助金の効果を薄れないようにする制度であります。

(2) 事業再構築補助金について

当該補助金については、令和3年8月11日に（独立）中小企業基盤整備機構より以下の通知が公表されました。

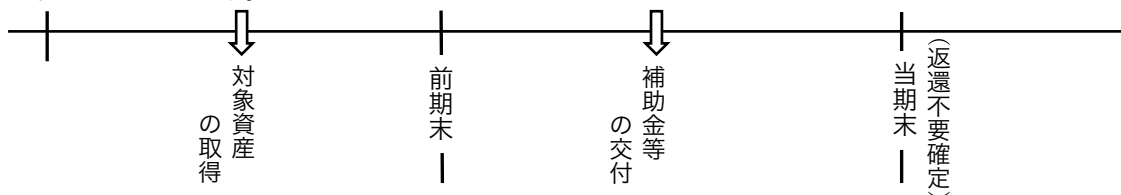
「今般、本補助金については、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、本補助金のうち固定資産の取得に充てるための補助金については、圧縮記帳等の適用が認められる旨の回答を受領致しましたので、ご案内申し上げます。」

したがって、国庫補助金等に該当するとともに令和4年度の税制改正において「国庫補助金等の交付を受けた事業年度前に取得又は改良をしたその交付の目的に適合した固定資産について、法令上、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の適用があることが明確化されました。」

なお、このために法人税基本通達10-2-2は廃止されました。

(3) 資産の取得が先行している場合について

当組合の場合、下図のように資産の取得が先行している状況ですが、上記(2)の通り圧縮記帳の適用が認められることになります。



なお、当期末において補助金の交付を受けた事による圧縮記帳の限度額の計算については、下記の調整計算が必要となります。

$$\text{返還不要確定日の固定資産の帳簿価額} \times \frac{\text{返還不要の補助金等の額}}{\text{固定資産の取得価額}}$$

【留意点】

(1) 事業再構築補助金のうち、技術導入費、専門家経費等の固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められませんので留意してください。

(2) 圧縮記帳の適用については、法人税申告書の提出において明細書別表（十三（一））の添付が要件となっていますので留意してください。